

五名以上に一名の割合にて選出す。大會議長は會長之に任じ議事は出席代議員の過半数を以て決す可決同数なる場合は議長之を決す。

五、理事會は大會に次ぐ上級の決議機關にして加盟組合組合員二百名以下一名五百名以下二名千名以下三名二千名以下四名三千名以下五名ノ割合を以て選出せる理事に依つて構成す。

六、理事會議長は會長之に任じ議事は出席理事の過半数を以て決す可決同数なる場合議長之を決す。

七、執行委員は大會並に理事會の決定を執行する機關にして大會の任命に依つて構成す。

六條

本會は左の役員を置く、

會長一名 執行委員長一名 會計一名 書記若干名

執行委員若干名、

- (一) 會長は大會に於て選舉し大會及理事會の議長とす
- (二) 執行委員長は大會に於て選舉し執行委員を代表す
- (三) 會計は大會に於て選舉し金銭の出納財産の保管に任ずるものとす

(四) 書記は執行委員會の任命とす

七條 各役員任期は大會より次記大會迄の一年とし
重任を妨げず

第三章 會計

八條 本會の經費は各加盟組合の負担にして其の金額は大會に於て之を定む

但し緊急必要ある場合理事會に於て臨時費の徵集を決する事を得